

災害に遭われました方々に心からお見舞い申し上げます 義援金を受け付けていますので、ご協力を！

東日本大震災義援金

受付期間：平成24年3月31日まで受付期間が延長となりました

窓口及び募金箱 12月20日現在の義援金額 **3,277,771円**

*この他に長万部町では1千万円を送金しています。

◎受付窓口 生活環境課 ☎2-2454 長万部町社会福祉協議会 ☎2-4544

※税制上の優遇措置等を希望される場合は、窓口で申し出ください。

◎募金箱設置場所 役場・町立病院・学習文化センター・老人福祉センター・社会福祉協議会・
慈恵園・デイサービスセンター・加藤書店

◎郵便振替 1 口座番号 00140-8-507 口座名義 日本赤十字社 東日本大震災義援金
2 口座番号 00170-6-518 口座名義 中央協同募金会 東日本大震災義援金
※払込票の控（半券）が領収書（受領証）となり、免税証明として利用可能です。

がんばれ
日本！

●後期高齢者医療制度のお知らせ●

～高額介護合算療養費及び医療費通知について～

■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、「病院にかかったとき」と「介護サービスを利用したとき」の1年分の自己負担額の合計が表の基準額（限度額）を超えた場合は、超えた額が「高額介護合算療養費」として支給されます。なお、手続きには市町村窓口への申請が必要となります。

○後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

○支給額が500円未満の場合は支給されません。

◆自己負担限度額表 【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	67万円
	一般	56万円
1割	住民税非課税世帯	
	区分Ⅱ（※1）	31万円
	区分Ⅰ（※2）	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税である方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、受給額が80万円以下）、または高齢福祉年金を受給している方

■医療費通知の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者のみなさまに健康や医療に対する理解を深めていただくために、み

なさまの医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。次回の発行は、3月（平成23年7～12月の医療費を対象）に行います。

◆新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または町民健康課町民窓口グループへご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。

○すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。

○この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。

※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

お問い合わせ先

■北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階

☎011-290-5601

■町民健康課 町民窓口グループ

☎2-2453